

(様式第2-12号)

平成27年4月27日 策定
令和2年7月30日 変更

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画

大台町

1 促進計画の区域

別紙地図に記載のとおりとする。

2 促進計画の目標

1. 大台地域

(1) 現況

本地域は、平成28年3月に町全体がユネスコエコパークに拡張登録された自然環境の豊かな地域であり、比較的平坦な土地を利用して茶栽培を中心に、宮川水系沿いに小さいながらも団地形成を有した水田が点在し農用地として利用されている。しかし、一部の山間地においては、傾斜地に小規模団地の農用地があり、平場地域と比較して生産条件の格差が大きいことから、これらを補正する取組を行うことが必要である。

また、農業従事者の高齢化や後継者、担い手不足に加え、鳥獣被害等による農用地の遊休化が懸念されていることから、かんがい施設や農道の保全管理等、農用地の保全に関する取組を農業者だけでなく、地域の各種団体等と一体となって取り組む体制を整えることが必要である。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第1号に掲げる事業を推進し、農業者と地域住民や関係団体との協力体制を整備し農地や農業用施設を適切に保全管理するとともに、併せて、同項第2号に掲げる事業を推進し、農業生産活動を継続すること及び同項第3号に掲げる事業を推進し、自然環境を保全することにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

2. 宮川地域

(1) 現況

本地域は、平成28年3月に町全体がユネスコエコパークに拡張登録された自然環境の豊かな地域であり急傾斜地域を含む山間地域に小区画のほ場において水稻栽培を中心に農用地として利用されているが、平場地域と比較して生産条件の格差が大きいことから、これらを補正する取組を行うことが必要である。

また、農業従事者の高齢化や後継者、担い手不足に加え、鳥獣被害等による農用地の遊休化が懸念されていることから、かんがい施設や農道の保全管理等、農用地の保全に関する取組を農業者だけでなく、地域の各種団体等と一体となって取り組む体制を整えることが必要である。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第1号に掲げる事業を推進し、農業者と地域住民や関係団体との協力体制を整備し農地や農業用施設を適切に保全管理するとともに、併せて、同項第2号に掲げる事業を推進し、農業生産活動を継続することにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

3 法第6条第2項第1号の区域内においてその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項

	実施を推進する区域	実施を推進する事業
①	大台地域 (日進地区、川添地区、 三瀬谷地区)	法第3条第3項第1号に掲げる事業 法第3条第3項第2号に掲げる事業 法第3条第3項第3号に掲げる事業
②	宮川地域 (荻原地区、領内地区)	法第3条第3項第1号に掲げる事業 法第3条第3項第2号に掲げる事業

4 法第6条第2項第1号の区域内において特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域を定める場合にあっては、その区域

設定しない。

5 その他促進計画の実施に関し町が必要と認める事項

法第3条第3項第2号に掲げる事業の実施に関し、以下のとおり定めることとする。

1 対象農用地の基準

(1) 対象地域及び対象農用地の指定

交付金の対象地域及び対象農用地については、次のアの指定地域のうちイの要件を満たす農振農用地区域内の農用地であって、1ha以上の一団の農用地とする。ただし、連担部分が1ha未満の団地であっても、集落協定に基づく農用地の保全に向けた共同取組活動が行われる複数の団地の合計面積が1ha以上であるときは、対象とする。また、連担している農用地でも傾斜等が異なる農用地で構成される場合には、一部農用地を指定することができる。

更に、一団の農用地において、田と田以外が混在しそれぞれが田の傾斜基準を満たしている場合においては、当該一団の農用地について、協定の対象となる農用地とすることができる。ただし、交付金の対象となる農用地は、田のみとする。なお、畦畔及び法面も農用地面積に加える。

ア 対象地域

大台地域（半島振興法、特定農山村法、過疎地域自立促進特別措置法指定地域）

宮川地域（特定農山村法、山村振興法、半島振興法、過疎地域自立促進特別措置法指定地域）

イ 対象農用地

(ア) 急傾斜農用地については、田 1/20 以上、畑、草地及び採草放牧地 15 度以上勾配は、団地の主傾斜により判定を行い、団地の一部が当該主傾斜を下回っても、当該主傾斜が傾斜基準を満たす場合には交付金の対象とする。

(イ) 自然条件により小区画・不整形な田

(ウ) 積算気温が著しく低く、かつ、草地比率 70% 以上の地域の草地

(エ) 町長の判断によるもの

a 緩傾斜農用地

(a) 急傾斜農用地と連担している緩傾斜農用地

一団のまとまりを形成している緩傾斜農用地が、一団の急傾斜農用地と物理的に連担している場合（この場合急傾斜農用地と同一の集落協定内において、通作、水管理等上流の急傾斜農用地を維持する上で必要な一団の農用地に限る。）

(b) 緩傾斜という条件に別の農業生産条件の不利性が加わる場合（棚田地域振興法のみに該当する地域は除く。）

(i) 緩傾斜農用地が高齢化の進行により耕作放棄が進んでいる場合

緩傾斜農用地を含む協定集落に係る高齢化率・耕作放棄率の両者が全国平均以上とする（高齢化率 30% 以上、耕作放棄率：田 5 % 以上、畑（草地含む。）10% 以上）

(ii) 土壤条件が著しく悪い場合

(iii) その他